

第五章 新型コロナ、物価高騰で困難に直面する中小・小規模事業者の 経営を守り、活力ある市内経済を再生するために

円安による原材料費の高騰、電気料金、ガス料金など光熱費、ガソリン代など燃料費の値上げなど、中小・とりわけ小規模事業者には、これまで以上に厳しい経営環境が続いています。コロナ禍からの業績回復が遅れ、本格的返済の時期を迎え、返済資金を確保できない事業者も多く、民間調査会社によると、負債1000万円未満も含めた全国の「新型コロナ」関連の経営破綻（倒産、準備中は、2020年以降の累計で7000件超え、月ごとの件数でも200件を超える月が11か月連続（2023年7月現在））しています。

今年、1月から7月までの川崎市内の倒産件数は、38件と不況による倒産が多かった2019年以降、もつとも多い倒産件数となっています。新型コロナの影響から回復せぬまま、物価高騰が事業者を襲い、人材や後継者不足による廃業も各分野で深刻化しています。経営の危機は、小規模事業者ほど深刻で、2023年5月、新型コロナ感染症が分類が5類感染症となり、支援策が打ち切られ、その上、融資の返済が迫られる中で、事業継続がより困難になっています。その上さらに、10月からの「インボイス制度の実施」による増税は、小規模事業者やフリーランスのまさに「息の根を止める」ものとして、市内経済に大きな困難をもたらすものとなっています。こうした中で、物価高騰対策、人材の確保や後継者の育成、それを支える経営環境の整備への支援の重要性が増しています。

物価高騰の市内事業者に対する影響について、市内金融機関の特別調査によると、「原材料・仕入れ価格の高騰を受けたことによる販売価格への影響について「すべて転嫁できる」「ほぼ転嫁できる」と回答した企業は2割強であり、3割強が「やや転嫁できる」4割が「転嫁できない」と回答、電気・エネルギー価格の高騰も6割の企業が「転嫁できない」と回答していることから、物価高騰や燃料費の高騰が、市内事業者の経営を圧迫していることが分かります。また同調査では、現在の売上について、感染拡大前と比べ、どの程度となっているか調査した結果、「ほぼ変わらない」と回答した企業が37・5%、「減少」したと回答した企業が36・6%、「増加」したと回答した企業が25・9%であり、多くの事業所で、新型コロナ感染拡大前の水準を回復できないでいる実態があります。

市内事業者は、消費税の増税、新型コロナ不況、物価高騰、インボイスによる事実上の増税など経営危機になさら

れていますが、2023年度の中小企業支援関連予算は、信用保証料補助事業、商業振興事業、中小企業支援事業、農用地活性化事業、農業技術新事業含めても、約33億4300万円、一般会計の0・38%、経済労働費の13・04%に過ぎない。今年度実施した市内事業者に対する新型コロナウイルス対策、物価高騰対策も、国の補助金を財源とし、市独自の支援事業はありません。市の事業者の実態を考えると、国の交付金に市が上乗せをするなど市として独自支援が今後とも求められます。

また、臨海部の大企業の支援である「臨海部投資促進制度」は、臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に一定額を補助するもの（制度1）と、臨海部の企業がその敷地を「臨海部の発展・新産業拠点形成にふさわしい」企業等へ売却した場合に奨励金を支出するもの（制度2）また、その誘致企業に対する補助（制度3）ですが、これら大企業支援策を改め、市内中小企業支援策の充実の予算にあてるべきです。

わが党は、事業継続が困難な事業者に対する給付金などの直接支援、地域の仕事起こしとなる「住宅リフォーム助成制度」の創設や市の進める太陽光発電装置の普及にあたっては地元事業者の仕事確保に結び付けるための補助金の上乗せを求めました。また、返済困難な事業者に対する「経営改善資金」活用への支援をするよう質し、10月に迫った「インボイス制度」の中止を、国に意見を述べるよう再三質してきました。これらの質問に対し、市長は「融資制度や相談業務などの支援を強化する（2022年第3回定例会）」「インボイス制度」についても「国等と連携を図りながら周知を進める（2023年第3回定例会）」と市内事業者の経営を守る立場に欠いた姿勢に終始しました。

1 新型コロナウイルス感染症の影響による収益の減少や資材や燃料・光熱費が高騰する中で、市内中小・小規模事業者の事業継続を図るため、商業・工業・農業などの関連予算を抜本的に増額する。

川崎市の2023年度の経済労働費の予算額は、256億3100万円余となっているが、そのうちの4分の3にあたる190億2千万円は銀行への預託金で、中小企業支援費、商業振興事業費、農林業振興事業費など農業の関連予算、信用保証の保証料や利子補填などの費用を含めた中小企業支援関連の予算は33億4000万円に過ぎず、一般会計の0・38%である。中小企業支援関連の予算を、預託金を除き一般会計8673億円の2%の173億円まで増額する。

2 新型コロナ感染症は感染症の分類では、5類へと変更されたが、7月現在、新たな感染拡大が起き、経済への影響は未だ深刻。「新型コロナ関連破綻」は「引き続き高水準で推移する可能性が高い（民間調査会社）」と言われている。引き続きコロナ禍・物価高騰から事業を守り継続するための緊急対策として、以下の事業を実施する。

① 物価高騰によって、原材料費、仕入れ価格が値上がりし、収益が減少する中で、さらに、売り上げが減少した事業者に対し、給付金の支給を行う。

② 市として無利子・無担保融資「ゼロゼロ融資」を行う。

③ 債務の減額、免除について、市は「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知を図るといいますが、「ガイドライン」は、事業者と金融機関との協議であり、市の役割は示されていません。市としての支援策をおこなう。

④ 工場・店舗などの「家賃補助制度」を行う。

⑤ ガソリン代、燃料費の高騰に対して、事業者に給付金の支給を行う。

⑥ 事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減を行う。

⑦ 事業者支援策の情報提供や経営などの相談活動を強化することが求められる。2022年6月の補正により「中小企業経営支援拡充事業」により、ワンデーコンサルタント派遣を年間3回から6回に増やしたが、新年度においても、体制を維持し、専門家派遣員を増やし充実させる。

⑧ 商工会議所では、「テクノ・プラーザ事業」のアドバイザーによるマッチングや「小規模事業者経営改善資金（マル経）」融資など、身近な支援・相談機能として重要な役割を果たしている。商工会議所への運営費補助金を増やし、支援・相談体制の維持、充実を図る。

3 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づいた中小企業、とりわけ小規模事業者の経営を守り、臨海部での水素戦略や先端産業支援の産業政策から循環型地域経済への転換を図る。

① 2023年度は新型コロナ感染症の影響、円安による資材・材料費の高騰、各種料金の値上げインボイスの導入予定など市内経済に大きな影響を与える経営環境の大きな変化が起こった。これらの影響を正しく把握するために、工業・商業・サービス業・農業など全事業所を対象とした悉皆（しっかい）調査を行う。

② 条例で定められた川崎市産業振興協議会及び専門部会において、条例第15条「経営基盤の強化及び小規模企業

者の事情の考慮」とりわけ、小規模事業者への市の施策について、検討しその課題を明らかにする。協議会の緊急のテーマとして、原材料費の高騰、光熱費の値上がりの影響、事業継続、事業承継、「働き方改革」への対応など小規模事業者の実態の把握を行い、市の施策の検証を行う。

4 消費税の5%への減税と「インボイス制度」の実施中止を国に求める。

- ① 消費税を5%へ減税するよう、国に働きかける。消費が大きく後退する中で新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内総生産（GDP）は、2019年、2020年連続してマイナス成長となり、20年度はリーマンショック時の08年を超える戦後最悪の落ち込みとなった。市内経済の活性化に大きな打撃を受けた。23年6月の「消費者物価指数」は3.3%（生鮮食品を除く）と22か月連続の上昇で、調査対象の品目の82.6%にあたる475品目が上昇した。また、6月から電気代の規制料金が大幅に引き上げられたことで、政府補助金による電気代の下落率が縮小したことが「消費者物価指数」を押し上げた。さらに、10月には酒類、ソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定とされている。実質賃金も14か月（23年6月時点）連続で前年同月を下回っているなど、市民の暮らしがより一層大変になる中で、消費税減税が必要であり、国に働きかけることが求められる。
- ② 23年10月からの「インボイス制度（適格請求書）」は、非課税業者を無理やり課税業者にさせるもので、事実上の消費税増税と言える。「インボイス制度」導入の中止を国に求める。

5 ものづくりを支える中小企業の事業継続と経営基盤の強化〔製造業〕

市内金融機関が6月に発表した「中小企業動向調査（2023年4-6月期の実績）」によると、製造業の2023年4-6期の業況DI（良いと答えた企業の割合から、悪いと答えた企業の割合を引いた数）は、 $\Delta 13.1$ ポイントと、前期より4.8ポイント改善されているとの結果が示されています。しかし、事業者数は減少しており、「経済センサス」によれば、製造業の事業所数は2016年の前回調査より、2022年は、前回より196事業所も少ない2838事業所になっています。もともと消費税の増税による景気の悪化があり、そこに新型コロナウイルスの影響による仕事の減少が起き、さらに、人材不足、とりわけ後継者不足による倒産・廃業も増えており、原材料費や光熱費の高騰、さらには、「インボイス制度」の実施で製造業の経営は厳しく、ものづくりの技術が急速に失われつつあります。

- ① 「固定経費への補助」工場家賃や電気代、機械のリース代など、固定経費に対する補助制度を創設する。
- ② 「経費削減」事業所における「省エネ・創エネ」の取り組みを進めるための支援を強化する。エコ化支援は国・県・市と支援策がり、それぞれの条件に合わせた支援策について、相談窓口を設置し、申請へのサポートまで支援を行う。
- ③ 「受注・販路拡大」中小企業の受注の拡大・販路の拡大を図るため、企業間のマッチング「出張キャラバン隊」の抜本的拡充を行う。2022年度の訪問実績は148社301回と前年度(367回)より減少しています。コーディネーターも国内担当5名、海外担当3名と変わっていません。コーディネーターの人数を増やし、経営相談に当たると共に、マッチング件数を増やす。
- ④ 展示会への補助金を抜本的に増額し、補正予算で行った補助金の拡充を継続し、小規模事業所でも参加しやすくする。
- ⑤ コロナ後の情報発信において、デジタル情報の提供がますます重要になってきます。しかし、小規模事業所では、デジタル情報を作る技術も発信する手段も不足しています。小規模事業者でもデジタル情報の発信が行えるよう、人材の派遣と製作費など補助金の創設を行う。
- ⑥ 公共施設・川崎駅のオーロラビジョンなど様々な公共施設において川崎市内の製品・技術を無料でPRする。とりわけ、新庁舎供用開始にあたり、市内中小企業の技術を紹介するディスプレイや展示など効果的にアピールようにする。
- ⑦ 「新技術・新製品開発支援事業」の予算を増額し、補助限度額を1件当たり100万円から500万円に引き上げ、補助率も2分の1から3分の2まで引き上げる。また、事業者が事業に着手しやすいうように、事業終了後の補助金支払いではなく、事業着手前に一部を支給するよう支払い方法を改める。
- ⑧ 「温暖化対策」市内中小企業の再生可能エネルギーへの転換と環境分野の技術開発の支援を行う。その際、市内事業者の仕事おこしにつなげる。2023年3月に改正された「川崎市地球温暖化対策推進条例」により、「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」(延べ床面積が2000㎡以上の建築物を新増築する建築主への再エネルギー導入義務)や特定建築事業者太陽光発電設備導入制度(延べ床面積2000㎡未満の新築建築物を年間に一定程度供給する特定建築事業者への太陽光発電設備導入義務)などの新たな制度が始まりました。中小・小規模事業者では、設備の初期投資が困難なことから、中小・小規模事業者が利用できる支援策が求められます。

- ア 「市内業者エコ化支援補助金」は、太陽光パネルなど「再生可能エネルギー源利用施設」の導入（補助対象経費の4分の1、上限200万円）と空調設備など「省エネルギー型設備」の導入（補助対象経費の5分の1、上限150万円）に対して補助するものだが、周知すると共に、事業所の断熱改修への補助も対象とする。
- イ PPA（施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み）の活用など、初期投資の負担なく再生可能エネルギーへの転換ができるよう支援する。
- ウ 今年度実施した「川崎市エネルギー最適化補助金」は、太陽光発電設備等の導入やLED照明等の省エネルギー設備の更新（神奈川県補助は新設のみ）に対する補助金だが、新年度も実施する。
- ⑨ 福祉製品の導入促進を行う補助事業の充実を図る。昨年度「かわさき基準（KIS）認証福祉製品の導入補助金」が50万円以下から30万円以下に引き下げられたが、50万円に戻す。予算額も150万円しかなく、増額する。また、展示会も廃止されたが、コロナ感染状況も踏まえながら、事業を復活する。
- ⑩ 福祉製品の開発支援1件当たり100万円以内、補助対象事業の3分の2以内としているが、補助額、率ともに引き上げる。予算額も300万円しかなく、引き上げる。また、開発されたものを購入・販売する時の補助金など支援を行う。
- ⑪ 「事業承継」市では、事業継承士などの「専門家派遣（1社3回まで無料）」や「後継者育成講座」また、「事業承継事業継続力強化支援補助金（補助対象経費の2分の1、50万円限度）」などの支援を行っている。事業の周知を図るとともに、「専門家派遣」の無料回数を増やす。「事業承継事業継続力強化支援補助金」も小規模事業者は経費の3分の2を補助するとしているが、補助をさらに増やし、事業者の負担を減らす。
- ⑫ 「公平な取引への指導」下請けが受注する単価が適正になるよう「振興基準」を実効性のあるものにする事が求められます。「下請振興法」は、下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益を含み」「労働条件の改善が可能」となるように、親会社と下請け企業が協議して決定しなければならないと定めています（同法第3条振興基準）。しかし、実際には値引きが強要されたり、無理な納期が設定されたりしている実態があります。この「振興基準」に照らして取引の実態を把握することが必要です。また、インボイス制度が実施された際、「インボイス」を発行できないことを理由に取引から排除することは、「優位的地位の乱用」にあたり独禁法に抵触することなど周知が求められます。

ア 消費税の免税事業者に対し取引から除外することが、独禁法に抵触することを周知すると共に、不当な取り扱いがなされぬよう専門の相談窓口を設置する。

イ 「下請けいじめ」などの実態を訪問調査などで把握し、市として相談窓口を設ける。

ウ 大企業、元請け企業に対し、「下請代金支払遅延等防止法」を守らせ、「下請けいじめ」を起こさないよう、引き続き指導すると共に、発注停止や下請け単価の切り下げなど不当行為は摘発して、是正させる。

- ⑬ 自営業や農業従事者の配偶者や家族など家族従事者の「働き分」を必要経費と認めない「所得税法第56条」が国連女性差別撤廃委員会により「女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念」「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを求める」と日本政府に勧告されました。国会においてもこの勧告を受けて、政府が「女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等のあり方を検討する」と答弁していることから、所得税法第56条の廃止を国に求める。

- ⑭ 納税が困難になっている事業者に対し、納税者の実態に合わせた救済措置を講じる。
2015年4月より納税者の申告に基づく「換価の猶予制度（国税徴収法第151条の2）」に続き、2017年4月より地方税法にも新設された「申請に基づく換価の猶予」を納税が困難な事業者に知らせ、税の分納による救済を図る。

6 市内建設業の労働環境を改善し、建設労働者の賃金を引き上げ、建設業の人手不足の解消を
市内金融機関の「中小企業動向調査（2023年4-6月期）」によると、市内建設業の業況DIは、前期比17・9ポイント低下の△6・3で、売上額DIは前期35・5ポイント低下の△17・5、収益DIは、前期比33・5ポイント低下の△27・0と、いずれも大幅な後退となりました。収益DIの落ち込みは、材料費や燃料のなど物価高騰が影響しています。建築資材について、2015年の年平均を100とした時の鉄筋の価格は、2・0倍、H鋼1・6倍、コンクリート型枠用合板も1・4倍、構造用木材も一時より安くなったと言え1・2倍など、建築資材の高騰、燃料費の高騰は、当分続くものとみられています。

さらに、深刻なのは「人手不足」です。「人手不足倒産」の2023年1-7月累計は124件と、コロナ禍前の2019年1-7月の108件を上回る過去最多ペースで推移しており、7月の「人手不足倒産」14件の内7件は建設

業でした。

「人手不足」の背景には、建設業就業者数の激減があります。2022年度の建設業就業者数は、ピーク時である1997年の7割弱となる約479万人で、うち、直接的な作業を担う技能労働者は、約302万人で、25年間で135万人（約3分の1）も減少したことになります。年齢層のバランスも55歳以上が約3分の1で、25年前には約2割いた29歳以下の就労者は、1割弱まで減少してしまいました。

このような建設業就労者人口の減少と若い世代の減少した理由には、労働環境の悪さが指摘されています。厚労省の統計によると、22年における建設業の年間実労働時間は、全産業の平均時間1718時間より286時間多い1996時間で、出勤日数は、全産業平均が211日なのに対し、29日多い240日となっています。国交省では、建築業の労働環境の改善として「週休2日制の導入」を目指していますが「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（2022年）では、「4週8閉所」は2割以下に止まっています。

こうした中で、「働き方改革」により、建設業で猶予されていた「時間外労働の上限規制を適用する」が2024年4月から実施されることになり、①時間外労働1か月45時間を超える回数を6回まで②時間外労働（休日労働を含みず）年間720時間③時間外労働・休日労働と合わせて、1か月100時間未満。複数月平均80時間以内という上限規定を適応します。この規制自体、過労死ラインの80時間を超える時間外労働を可能とするもので問題ですが、納期が迫る工事現場では、基準を超える労働実態があります。労働者の健康を守り、ひいては業界の人材確保のためにも、労働環境の整備が求められます。

しかし、週休2日制の導入が進まない理由に、技能労働者の3人に2人は、日給月給制で報酬を受けていて、休むと収入が減ってしまうということも指摘をされています。ただでさえ、建設業男性生産労働者の年間賃金は約462万円で、全産業男性労働者の平均561万円と比べ、年間100万円も低くなっています。建設労働者の賃金の引上げ、とりわけ週休2日にしても、減収にならない報酬の引き上げが求められます。

① 「物価高騰対策」資材の高騰、資材不足を考慮し、現在の公共工事の契約金額および工期の再検討を市として行い、実態との乖離がある場合は、インフレスライド条項などを活用し、契約金額、工事期間の見直しを行う。

また、2022年10月より、単品スライド条項の実施要項が変更され、これまで、工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請求代金額を変更していたが、変更後は、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格が高くても、変

更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするように運用が変更されました。制度の変更を庁内、事業者に周知し、積算価格と実勢価格の乖離を無くし、積算の適正化を図る。

② 「賃金引上げ」公共事業について、現在の市の労務単価の1・05倍では、週休2日制で従来と同じ収入を得ることはできない。事業費の積算にあたっては、週休2日制を前提とした工期の設定と設計労務単価は現行の1・3倍の賃金の保証を行う。

③ 「販路拡大・地域経済の活性化」「住宅リフォーム助成制度」を創設する。また、「店舗リニューアル助成制度」を創設する。

④ 川崎市から補助金等の交付を受けた事業者等においても、補助金等の交付対象となった事業を実施するにあたり、市内中小企業者への優先発注を行う制度が設けられた。引き続き、その周知徹底を図り、実態の把握を行う。

⑤ 川崎市住宅相談会運営委員会の運営費補助を増額する。また、災害対策など住宅改修の市民の関心も高くなっている、相談日を増やし、また、相談場所をわかりやすいところに設置する。

⑥ 登戸区画整理事業の住宅移転、建て替えの仕事を地元中小建設業者が受注できるように誘導する。

⑦ 「人材の育成」建築業の人材育成の重要な役割を担っている職業訓練校などに対する補助金を増額する。普通訓練課程については、定額補助年額167万6千円、同校および川崎北部建職高等職業訓練校の短期課程については、1校あたり年額30万円の補助となっている。人件費や諸経費が上がる中、据え置かれたままの補助金では、実質減額になってしまいます。優れた技術の継承のために、補助金の増額を行う。建設業の魅力を若い世代にアピールするために、引き続き市内高校への職業訓練校などの資料を配布し、体験入学等も実施する。

⑧ 「災害に強いまちづくり」地震ブレイカーの設置を普及するため、設置補助を創設する。

7 地域のコミュニティの場としての商店街の活性化

新型コロナ感染症の位置づけが5類となり、人の流れが戻りつつある現状を反映して、市内金融機関が行った「中小企業動向調査2023年4-6月期の実績」では、卸売業や小売業で若干の改善がみられるもの、収益では、引き続き厳しい状況が続いていることを示しています。原材料や仕入れ価格の高騰が経営を圧迫しています。厚労省が発表した6月の実質賃金は1・6%減で、15か月連続で前年同月比で低くなっているなど、市民の懐も寂しく、「客離れが怖い」と、原材料費の値上げを価格に転嫁できないでいる事業者は多く、後継者問題も重なり、廃業に追い込まれ

る商店も少なくありません。

市民の行動変容で、「夜間のお客さんが少なくなった（飲食店）」との声が多く、コロナ禍で「持続化給付金」「協力金」や「じもと応援券」などで事業継続を図ってきた商店も、その支援策が打ち切られ、物価高騰など引き続き厳しい経営環境さらされています。営業を維持できる緊急の対策と共に、後継者問題など、腰を据えた支援策も同時に求められます。

地域のコミュニティの核となる商店会は、2022年12月1日現在178団体になり、減少しています。新型コロナの行動規制が解除されたことから、各地で夏祭りやイベントが取り生まれ、賑わいが戻りつつあるとはいえ、経営者の高齢化、「後継者不足」など、商店会の事業を担う人材も不足しています。商店会自身も加盟商店の減少で、商店街路灯の維持すら困難な商店会も少なくありません。これまでも求めてきたように、単発のコンサルタント派遣ではなく、1年以上の一定の期間、商店会や商店を支援することができる「伴奏型」のサポートが必要であり、それらの取り組みの中から、新たな人材の確保を行うことも大切です。

① 「物価高騰対策」物価高騰対策として、経営を圧迫する、固定経費（家賃、電力料金、ガソリンなど燃料代）の補助金を創設する。

② 「伴走型の支援」イベントを企画・実施する際の人材の確保が困難で、イベントの継続を断念せざるを得ない実態がある。市の「商業アドバイス事業」は、専門家の派遣を1チーム3回を限度に派遣するもので、「ワンデイ・コンサルティング」は年3回から6回に派遣回数は増やしてはいるものの、地域に根差した支援になっていない。年間を通して支援できる「伴走型」のコンサルを行う。また、大学との連携を行い、商店街の人材確保と地域経済の活性化を図る。

③ 商店街の街路灯LED化設置補助率を3分の2に引き上げ、商店街負担を軽くする。また、LED照明器具の更新時においても、補助金の対象とする。

④ 商店街街路灯の維持管理を希望する商店街ではESCO事業に転換できるよう契約制度の見直しを行う。【**継**

続】

⑤ 防犯カメラの維持管理に年間50～60万円の経費が掛かる。維持管理に対し補助金の対象とする。【**新規**】

⑥ キャッシュレス化を行うための経費などデジタル化の経費を補助を行う。店舗に適したシステムを導入するためのアドバイスをを行う。

⑦ 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」では、大企業の役割として「中小企業の活性化に関する施策に協力する」「中小企業に関する団体との連携に努める」とされています。条例を実施する立場で、大型店・チェーン店の商店会加入状況を調査する。実態を把握したうえで、大型店・チェーン店の商店会加入を推進する。

⑧ 「店舗リニューアル助成」制度を実施し、魅力ある商店づくりやバリアフリーで誰もが買い物を楽しめる環境を整備することに支援する。商店のリフォームや備品購入する場合、市内事業者の仕事が回るように支援制度を作る。【継続】

⑨ 商店街魅力アップ支援事業の予算額を増やし、希望する商店街が全て利用できるようにする。

⑩ 商店街魅力アップ支援事業は、補助率5分の1、補助上限額50万円、最低事業費30万円、「まちぱる」「まちぜみ」スタンプリーなど特定対象事業を実施する場合は、事業の2分の1、補助上限額50万円、最低事業費30万円を補助するものです。23年度予算は、前年度より△7・6%減の1050万円にすぎません。補助額を増額し、希望する商店街が全て利用できるように、予算額を増額する。

⑪ 今までの市の空き店舗対策である「空き店舗活用アワード事業」「商人（あきんど）デビュー塾」に変わり、2022年度から実施された「かわさき店舗出店プログラムNOREN」は講習とテストマーケティングを行う事業で、「かわさきAKINAI AWARD」は、店舗を表彰する事業です。現在、空き店舗を活用した創業支援はありません。空き店舗を活用する場合「店舗貸借料補助」など財政支援を行い、空き店舗の活用を図る。

⑫ 商店街のアーケードや街路灯の撤去を行う際の「商店街施設整備事業補助金」の「施設撤去事業」は、期限を設けて危険な施設を撤去し、安全を確保する事を目的とし、2分の1補助を実施している。アーケードは2019年、街路灯は2022年までとされていたが、その後の検討で「2023年度以降、街路灯の撤去補助を継続し、アーチの撤去補助を再実施すると予定した（補助率2分の1）」と改善された。来年度以降も継続する。補助率も3分の2に引き上げる。

⑬ 福祉施設や教育施設の給食材料は、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定めているように、物品の調達には市内中小業者の受注機会の増大を図るため、地元の商店で購入する。

⑭ プレミアム商品券発行を市の事業として、継続して行う。実施にあたっては、電子商品券のみではなく、紙ベースの商品券も併用する。また、地域のプレミアム商品券の取り組みに対し、印刷費や広報費の一部を支援し

ているが、プレミアム分を補助するなど、補助金の増額を図り、各地の取り組みを支援する。

8 生活密着型の公共事業を増やし、市内中小企業の官公需発注を増やす

① 市内中小企業の契約実績の全契約に占める割合は、物品契約の件数で88・7%、金額は26・8%の64億8200円。工事契約では、件数で89・6%、金額は70・9%の607億8100万円、委託契約では件数で53・5%、金額で19・3%の131億3100万円となりました。引き続き、市内中小企業への発注を伸ばす。

② 市内中小企業の発注を増やすため、市が発注する工事や物品及び役務は、原則として市内に本社のあることを入札資格とし、また、市所管の出資法人、出資法人以外の団体で「100万円を超える補助金等を交付されている事業者が、100万円以上の工事請負・物品購入・業務委託を発注する場合には、市内中小企業者による入札または、市内中小事業者2者以上から見積もりを徴取し、発注に際して市内事業者であることの確認を行う」と、市内中小企業への発注を原則義務化していますが、市内中小企業への発注状況の把握を行う。

③ 発注時期と施工時期の平準化を図る。2024年4月から、建設業においても、労働時間の上限規制を遵守しなければなりません。11月契約の場合、3月末で終わりそうもない工事の場合は、残業をしなければならなくなります。発注および施工時期の平準化を行うとともに、引き続き、完成期限は年度を越えて設定ができるようにする。

④ 施工の難度に基づく施工金額の変更を行う。施工難度の高い工事の場合、難易度の高い工事は、設計図書に明記し、工事成績評定においても、施工難度を経費等を反映させ、工事金額の補正を行う。

⑤ 設計の外部委託により設計上のトラブルも発生している。設計変更は「設計変更ガイドライン」に基づき適切に行うようにする。また、設計変更に関する相談窓口を設け、トラブルが起きないようにする。

⑥ 入札参加資格の市内業者について、「管理部門など本社機能を有した事務所などが川崎市内にあるもの」と定義され、事業者の実態を確認する必要がある場合には、実態調査を行うとされている。引き続きチェックを行い、市内中小企業の受注拡大に結び付ける。

⑦ W T O 対象の金額が2018年度より、工事で22億9千万円、物品・その他では3000万円と1割程度、金額が引

き下げられた。WTO対象を回避する分離・分割発注、市内事業者のみのJVが参加できる入札条件の設定など、地元優先発注が実効性あるものになるよう対策を講じる。

⑧ PPP・PFI事業は、市内事業者の参入が難しく、大手市外事業者事業が受注することが多く、公共事業が市内事業者の振興に役に立たないことになる。目先の経費削減ではなく市内中小企業の育成が結果として、市民の利益となることを鑑み、事業の分離・分割を行い、PPP・PFI形式での事業計画は行わない、市内事業への発注を増やす。

⑨ 建設工事と電気工事は、それぞれ独立した工事であり、分離・分割発注を拡げる。建築工事に含み一括発注になると、電気事業者は、市の工事实績情報システムに登録されず、実績とならない。

9 入札制度について

① 2022年10月より、単品スライド条項の実施要項が変更され、これまで、工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請求代金額を変更していたが、変更後は、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするように運用が変更されました。制度の変更を庁内、事業者に周知し、積算価格と実勢価格の乖離を無くす。

② 工事請負契約締結後に著しく材料費・燃料代等の値上げが生じたときは、速やかにインフレスライド条項等を活用し、実態に見合った契約金額の適正化を図る。

③ 一般管理費の算定率が、従来の55%から68%に引き上げられ(2022年9月)改善されましたが、最低制限価格の引き上げは見送られたままです。現在、川崎市発注工事における最低制限価格(ダンピングを防止し、品質の確保を図るために設定される。この金額を下回ると調査されその適性を審査される)は、工事の内容によって、予定価格の80%~95%となっていますが、95%まで引き上げる。

④ 川崎市では、失格基準価格が調査基準価格の約90%、予定価格の84%前後に設定されている。ダンピングをなくすためには、失格基準価格の引き上げと調査基準価格を下回った入札者には、価格以外の評価点を減点するなど対策を講じる。市は2022年9月に、価格失格基準における一般管理費の設定率を従来の49%から61%に引き上げを行ったが、引き続き改善する。

- ⑤ 入札に事業者の地域貢献のインセンティブが正しく反映されるよう求め、2019年4月より「主観評価項目制度」の見直しによって、「災害時における本市との協力体制」の評価点10点を「災害協定締結団体に加入する事業者」10点、「防災協力事業所登録事業者」に10点とし、防災訓練や「地域貢献活動」に対する主観評価項目の配点を増やしました。23年3月からは、「かわさきSDGsパートナー（認証取得）」を評価項目に追加され、評価項目の拡充も図られました。引き続き、改善をする。
- ⑥ Cクラスにおいても、「災害時における本市との協力体制を構築する」ことは重要であり、主観項目に取り入れる方向性を示すなど改善を図る。
- ⑦ 発注時期と施工時期の平準化を図る。2024年4月から、建設業においても、労働時間の上限規制を遵守しなければなりません。11月契約の場合、3月末で終わりそうもない工事の場合は、残業をしなければならなくなります。発注および施工時期の平準化を行うとともに、完成期限は年度を越えて設定ができるよう、改善します。
- ⑧ 公共事業について、現在の市の労務単価の1・05倍では、週休2日制で従来と同じ収入を得ることはできません。事業費の積算にあたっては、週休2日制を前提とした工期の設定と労務単価は現行の1・3倍の賃金の保証を行う。
- ⑨ 「週休2日制」について「発注者指定方式（4週8休）」に加え「受注者希望方式（4週6〜8休）」も可能になるなど拡充され、そのインセンティブとして「現場管理費率」1・05から1・06に引き上げられたが、さらに、1・2から1・3倍程度に引き上げる。
- ⑩ 設計・積算の外部委託が「原則」になっているが、そのことが、現場を知らない職員を生み、見積単価においても問題が生じている。現場の規模の違いで単位面積あたりの工事費も変わってくるが、現場の状況を踏まえた積算になっておらず、積算表を機械的に当てはめた積算では、現場の材料費等にも大きな差違を生じさせている。まちづくり局や建設緑政局はもとより、契約課においても「技術系職員」を配置し、実態に見合った積算ができるよう、職員を配置する。
- ⑪ 指名競争入札工事について、1千万円未満から3千万円未満（建築工事については6千万円未満）に拡大する。
- ⑫ 入札参加要件の緩和を行い、地元事業者が入札に参加できるようにする。具体的には、建物の構造・規模・用途を「鉄筋コンクリート造または、鉄骨造で3階以上の福祉施設」にする。また、延べ床面積も「3000㎡以上」さらに、施工実績を「過去3年間」から「10年以内」に変更する。

10 公共事業の品質確保と公契約制度について

川崎市契約条例第7条、いわゆる「公契約条例」は、公共調達の適正化・品質の確保、地域経済の活性化・持続的発展・住民福祉の増進などを目的として、全国に先駆けて2011年4月から施行され、11年がたち、条例の効果を検証する時期を迎えています。「特定工事請負契約」の場合、契約金額が6億円以上の工事が対象となり、2019年度は、11件、257億円 契約金額に占める割合は29・5%でした。2020年度は16件、契約金額503・6億円で47・9%、2021年度は、12件、283億円で契約金額に占める割合は、38%でした。2020年度に金額が大きいのは、本庁舎の新築工事契約があるためです。委託事業では2022年度、292件が対象となりました。川崎市も工事現場での周知やアンケートの実施など、まずは条例の周知に力を入れていますが、下請けの労働者まで決められた金額以上の賃金が支払われているのか、その実態はつかみにくいのが現状です。労働組合の聞き取り調査では、下限額を下回る報酬で働いている実態も明らかになり、技能者の職種を賃金の低い「普通作業員」として登録し、正規の賃金を支払っていないのではないかと疑いをもたれる現場もあるといわれています。こうした下で、市のチェック体制の強化が求められますが、そのためにも、職員の増員など体制強化が必要です。

① 2022年度から「特定業務委託契約（警備・建物清掃・野外清掃・施設維持管理、データ入力、給食調理業務の6業種のうち、予定価格が1千万円以上）」の作業報酬下限額が1118円（時給）に引き上げられたが、生活を維持するためには、時給1500円が必要。「特定業務委託契約」の作業報酬下限額を1500円まで引き上げる。

② 作業報酬審議会の審議過程を公表する

③ 全ての業務委託（専門職も含め）Yを公契約制度の対象事業にする。受注業者のもとで働く労働者が、税金、社会保険、雇用保険を支払える賃金水準を保証する。

④ 公契約条例対象事業で、その労働者に基準以上払われているか、労働者自身、最低基準額があることを知っているか、知らされているか、さらなる周知と実態把握が必要です。市への提出書類の改善、アンケートなど行ってきたが、引き続き周知と実態把握に努める。その際、建設労働組合なども連携して、現場訪問を行う。

⑤ 予定価格6億円以上という条例適用工事金額の範囲を1億円以上（2021年度実績で工事契約の84%）にし、対象を広げる。19mk

⑥ いわゆる「一人親方」労働者については、的確に履行されているか調査、検証する。

⑦ 労働組合が適用労働者に代わり申し立てできるようにする。

11 都市農業を守り、安全な食料を市民に提供するとともに、自然環境の保全を

本市の農業は、地域の食料を賄えるほどの量はないものの、キャベツや梨など特産品の生産を始め、地産地消をすすめるためにも、また、緑地保全の観点からも、重要な役割を果たしています。農地は1990年には1060ヘクタールありましたが、2022年の県の調査によると、496ヘクタールとなっています。農業振興計画中間総括では、農地を減らさないということが目標になっており、それ自体が大変難しい状況です。農地を減らさず、農業者の経営が成り立つようにするためには市の施策が決定的です。

① 続けられる農業にするための支援を

ア 肥料や飼料の原料、燃料などの価格が高騰し、農業経営を圧迫している。高騰した経費に対する補助を行う。

イ 自然災害の発生頻度が増えており、被害による減収や施設改修費を補助する制度を作る。

ウ 学校給食への納入を抜本的に増やす。そのためには計画的な生産が必要であり、JAと教育委員会の連携体制を作る。食教育に活かすため、小中学校で地元農業を知る機会を作る。

エ 鳥獣被害への支援を行う。

② 農地の保全に寄与し、市民の農に親しむ要求をかなえるために、市民農園、体験型農園を拡充する。

③ 障がい者が農業に従事し、作業所として機能する「福祉交流農園」を増やす。そのために農地をあつせんし、事業者への支援を行う。

④ 都市内の農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価を、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にします。農地に準じた課税を、農作業場や市民農園などにも拡大するよう、国に求める。

12 消費者の権利を守り、消費者行政の強化を

食の安全、製品事故、不当契約や詐欺、偽装、個人情報漏洩など、消費者の安心・安全を脅かす事件が後を絶ちません。発がん性の疑われる有機フッ素化合物PFASが米軍基地から漏出した事件は、飲み水の汚染として重大問題でありながら、周辺自治体への情報提供が長期にわたって行われず、汚染の拡大を招きました。統一協会による霊

感商法や多額の寄付金による生活破壊なども大きな社会問題となっています。また、今年10月には学校給食で使用する肉の産地を「国産」と納品しながら「外国産」を混入させていた偽装を10年近く行っていた事態が発覚し、学校給食に対する信頼を著しく傷つける事態となりました。市民が安心して安全に暮らせるためには、しっかりとした調査に基づいた正しい情報を消費者に届ける行政の役割が、ますます重要となっています。

川崎市の消費者行政では「安全の確保(商品・サービスの安全性の確保、食の安全など)」「表示、計量適正化及び不適切な取引行為の禁止(表示・梱包の適正化など)」「生活必需物質の確保及び価格の安定」「苦情の処理及び被害の救済」「消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進」などの業務を行っています。

2023年度消費者行政事業概要によると、2022年度の輸入食品87検体(前年73検体)残留農薬検査43検体(前年36検体)組み換えDNA技術応用食品検査21検体(前年8検体)など行っている。また、学校給食の食材検査60品目(前年59品目)322件(前年318件)の残留農薬、食物アレルギー検査等を行いました。放射性物質に対する安全性の確保では、市内を流通する食品25検体を調査、学校給食の食材の検査40件も実施しています。市内を流通する輸入食材が増加する中で、引き続き、検査体制の強化を国に働き掛けるとともに、市の食品衛生監視委員を現在6名体制から増員し、食品検査項目を増やすことが必要です。

消費者行政の重要な役割である「消費生活相談」では、2022年度の相談件数は、10828件で、前年度(10017件)と比べ8・1%の増となっています。年齢別の相談件数では、70歳以上が全体の18・2%と最も高くなっていますが、20歳代、50歳代、60歳代で大きく増加しています。とりわけ、「29歳以下」の相談が1839件、前年度と比べ19・3%増加しているのが目立ちますが、これは、22年4月に民法改正に伴い成年年齢が引き下げられたことによつて、18歳及び19歳の消費者が消費トラブルにあった際、「未成年者取消権」が行使できなくなったことによります。18〜19歳の相談件数146件は前年度89件と比べて64%も増加しており、青年層に届く情報提供が課題です。相談の内容は、「商品一般」「不動産賃貸」「エステティックサービス」「基礎化粧品」などが多く、インターネット通販やSNSに関する相談が3751件(前年度11%増)と増加傾向にあります。

1 相談窓口の設置について

- ① 直接窓口で相談・面接ができるよう消費者センターの機能を充実させる
- ア 北部消費者センターを復活し、北部地域の相談体制を強化する。

イ 現在出張相談は、中原区・高津区・多摩区で予約制で行っているが、すべての区役所、出張所で出張相談を行う。

ウ 相談員を専門職として正規職員化する。専門性に見合った待遇とする。研修に当たっては、業務として賃金、交通費を保証する。

② 学校教育の中で「消費者の権利」を学ぶと共に、デジタルコンテンツなどの実際の被害について、引き続き、学習する。

③ 高齢者に対しては、高齢者の集まる場所など、身近な生活の場で出前講座を行うなど、気軽に学べる場を提供する。

④ 新型コロナウイルスの影響もあり、生活が苦しくなる中で、多重債務者も増加が懸念される。多重債務の相談に当たっては、その背景に生活困窮がある場合は、地域まもりセンターとも連携して、生活再建ができるよう支援する。

⑤ 災害時の価格安定や生活必需品の提供を確保するために、供給協定店を増やす。

⑥ 商品表示を消費者の立場に立ち、正しい情報を分かり易く表示するよう国に働きかける。

ア 原材料の原産地の可能性ある国を「又は」でつなぐ「可能性表示」（例えば「アメリカ又は国産」）が可能であったり、輸入原料の調達先が3カ国以上の場合「大括り表示」（豚肉「輸入」）であったり、さらに、原料が加工品の場合、原産地表示の代わりに製造地を表示する「製造地表示」（アメリカから豚肉を輸入し、国内で味付けて原料にしたら「味付け豚肉・国内製造」と表示できる）など、かえって消費者にとって分かりづらい表示が例外として認められているなど問題点が指摘されている。消費者の立場にたった「原産地表示」になるよう、再検討を国に求める。

イ 遺伝子組み換え食品表示では、100%組み換えでなければ、「遺伝子組み換えでない」と表示できず、実際は100%というのは困難。結局「遺伝子組み換えでない」との表示ができず、それにより、遺伝子組み換え食品が拡がる恐れがある。ゲノム編集技術による農林水産物が開発されていますが、食の安全や生態系への影響など懸念も指摘されています。消費者の選択権が守られる表示に改めるよう国に働きかける。

ウ 現在の「食品表示法」の「食品表示基準」では、同一商品を2箇所以上の工場で製造する場合、製造所固有記号を認めているが、これは、記号での表示は消費者に分かりにくく、適切では在りません。また、心臓疾患などへの対策として、米国やカナダ、韓国などで義務化されている「トランス脂肪酸」の表示義務が見送られ

ているなど問題がある。引き続き、国に見直しを求めてゆく。

- ⑦ 輸入食品、食材の安全性を確保するため、検査体制の強化を国に働きかける。市の食品衛生監視員（現在、6名）を増やし、食品検査項目を増やす。
- ⑧ 学校給食の産地偽装問題の究明と安全性の確保、再発防止策を教育委員会と共に行う。
- ⑨ 給食用物資の食品サンプリング調査を継続するとともに、サンプル数を増やす。水道水中の放射性物質の検査も継続する。
- ⑩ 市内のPFASの汚染状況を調査する。
- ⑪ 化学物質過敏症への理解増進を図り、相談窓口の設置など患者の救済対策を講じる。

第六章 労働者の生活と権利を守り、正規雇用を増やす施策を

1980年代以降、歴代の自民党政権が財界、大企業の要求に応え、「労働者派遣法」「労働契約法」など労働法規の規制緩和を進め労働者を切り捨てる政策により、日本は30年に渡り経済は停滞・衰退し続けてきました。実質賃金は直近10年間で24万円減少、1996年のピーク時から64万円も落込んでいます。現在、低賃金の非正規雇用が若者、女性の2人に一人に広がり、大企業の正社員はサービス残業がおしつけられる一方で大企業の内部留保だけが増え続け510兆円にもなります。この構造がOECD主要国の中で唯一、「賃金が上がらない国」にしてしまいました。いま必要なのは賃金の引上げです。賃金が上がらない中で異常な物価高騰は、市民生活を苦しめています。

大企業の内部留保を中小企業をはじめ働く人の賃上げにまわす政策を進め、労働者の所得を増やせば生活向上と消費が伸び、中小企業を含む企業経営全体の改善と税収も社会保険料収入も増えていきます。正社員が当たり前、長時間労働を無くして人間らしく働けるルールの確立をすすめ、健全な経済成長の好循環に転換する必要があります。

2022年労働力調査では労働者の36・9%が非正規ワーカーという異常な実態です。非正規ワーカーの70・3%が年収200万円未満で、このうち68・2%が女性です。賃金は非正規の平均は正社員の6割強にとどまっています。最低賃金時給1500円にすれば、月に25万円程度（手取り20万円）になります。最低賃金の引上げが必要です。